

40～74歳の方へ

平成20年4月から医療保険者による
特定健康診査・特定保健指導が
始まります！

特定健診

特定健康診査とは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査です。平成20年4月から医療保険者(健康保険組合や国民健康保険、政府管掌健康保険、共済組合など)が健診を実施します。

対象者は、実施年度中に40歳から74歳になる方です。

☆対象者には、加入されている医療保険者から受診券が送付されます。

☆受診券は特定健診を受ける時に受診資格を確認するために必要なものです。必ず保険証と受診券をもって特定健診を受診してください。

☆今まで神崎市が実施していた基本健診は平成20年度から下の図のように変わります。市では集団健診をがん検診と同時に実施します。集団健診の日程など詳細については、後日お知らせします。

〈健診の受け方〉

これまでは…

20歳以上の方
すべてを対象に
「基本健康診査」
を実施

平成20年度は…

健康診査の受診時期など		
① 20～39歳の方		9～10月 肝疾患健診(若年健診) ※職場で受診されている方は、これまでどおりです。
② 40～74歳の方	神崎市国民健康保険に加入の方	6～7月 特定健診
	神崎市国民健康保険以外の方	各医療保険者にて実施されます。 ※詳しくは、各医療保険者にお問い合わせください。
③ 75歳以上および65～74歳で一定の障害のある方	生活習慣病でない方	9～10月 後期高齢者健診
	生活習慣病など治療中の方	後期高齢者健診の対象とはなりません。 医療機関での治療を受けてください。

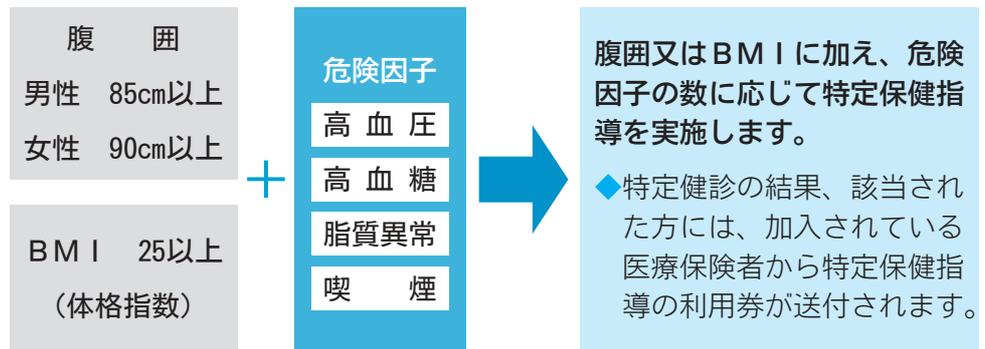


特定保健指導

特定保健指導とは、健診の結果メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群の人を対象にした保健指導です。生活習慣を改善するためのサポートを専門家(医師、保健師、管理栄養士など)からその人の健康状態に応じて受けることができます。

また、健康と判断された人など全ての人に対しても生活習慣改善に役立つ情報を提供します。

特定健診・特定保健指導におけるメタボリックシンドロームの判定基準



※BMI

= 体重 kg ÷ 身長 m ÷ 身長 m →

18.5未満	やせ
18.5以上 25未満	標準
25以上	肥満

☆健診の受け方など詳しくは、加入されている医療保険者からの通知や広報などに従って受診してください。
☆あなたの医療保険者は保険証で確認できます。

◎問い合わせ先
神崎市役所 市民課
☎ 37-0115